

ポーランド知的財産制度の 利用実態に関する調査研究

国際第2委員会
第2小委員会*

抄 録 ポーランドはドイツの東、ヨーロッパのほぼ中央という良好な位置にあり、進出する日系企業数も増加傾向にある。知的財産制度の側面から見ると、ポーランドは統一特許裁判所協定に署名していない。このように、経済的に重要なポーランドは、欧州連合を構成する国の中では知的財産制度上の特殊な側面を備えることになる。そこで、当小委員会は、ポーランドを対象にとりあげ、その知的財産制度について調査研究を行った。本資料では、ポーランドを取り巻く状況、ポーランドの知的財産制度を概説した上で、ポーランドの知的財産制度の利用実態について説明する。特に、本調査研究では、ポーランドにおける侵害訴訟の件数、無効手続の件数は、日本における件数よりはるかに少ない件数ではあるものの、特定の分野（土木工学、製薬、精密有機化学）が多くの割合を占めており、実用新案も係争の対象となっているとの結果が得られた。

目 次

1. はじめに
2. ポーランドを取り巻く状況と調査の経緯
 - 2.1 経 済
 - 2.2 単一特許、統一裁判所との関係
3. 知的財産制度
 - 3.1 概 要
 - 3.2 訴訟制度
4. 特許出願動向
5. 係争に関する情報
6. おわりに

1. はじめに

ポーランドは欧州連合の加盟国の一つであり、また、ヴィシエグラード・グループ（以下、V4グループ）を構成する4カ国の一つである。

V4グループは、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランドの4カ国から構成される地域協力機構である。その中でポーランドは、V4グループの残りの3カ国と比較して、国土

面積、人口、GDPの点で優れ、これらの点でV4グループにおいていずれも最大である。また、進出する日系企業数も増加傾向である。

一方、知的財産制度の側面から見ると、ポーランドは、欧州連合の加盟国であるにもかかわらず、統一特許裁判所協定（以下、UPCA）に署名していない。このため、経済的に重要なポーランドは、今後、欧州連合を構成する国の中では、知的財産制度上の特殊な側面を備えることになる。そこで、当小委員会は、ポーランドを対象にとりあげ、その知的財産制度について調査研究を行った。本資料は、仁井田大輔（日立製作所）、金原玲子（第一三共）、畑本憲志（古河電気工業）、三原知浩（武田薬品工業）、和田一美（旭硝子 化学品カンパニー）、藤原茂（住友ゴム工業）が担当した。

* 2016年度 The Second Subcommittee, The Second International Affairs Committee

2. ポーランドを取り巻く状況と調査の経緯

2.1 経 済

ポーランドはドイツの東、ヨーロッパのほぼ中央という良好な位置にある。図1^{1)~4)}は、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア間での面積の比較を示す図である。ポーランドの面積はV4グループ間で最も大きく(31.2万km²)、ハンガリー、チェコの3倍以上の面積となっている。

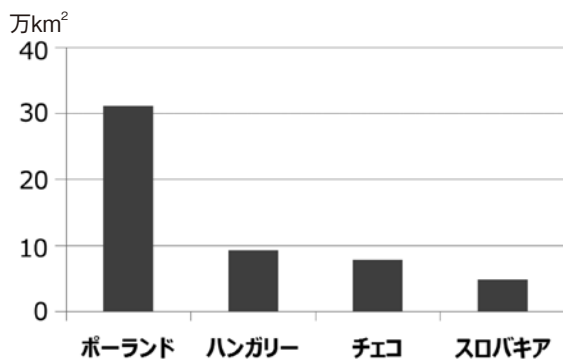


図1 V4グループ間の面積比較

図2^{1)~4)}は、V4グループ間での人口比較を示す図である。ポーランドの人口はV4グループ間で最も多く(3,844万人)、ハンガリー、チェコの3倍以上の人口となっている。

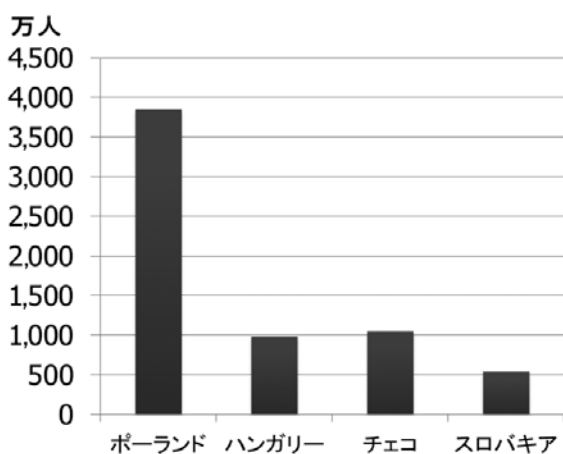


図2 V4グループ間での人口比較

図3⁵⁾は、V4グループ間でのGDPの比較を示す図である。ポーランドのGDPは約4,676億ドルでV4間で最も大きく、V4他国のGDP総額とポーランド1国のGDPが同程度となっている。また、ポーランドの特徴として2007年までの伸びも最も著しいことが挙げられる。

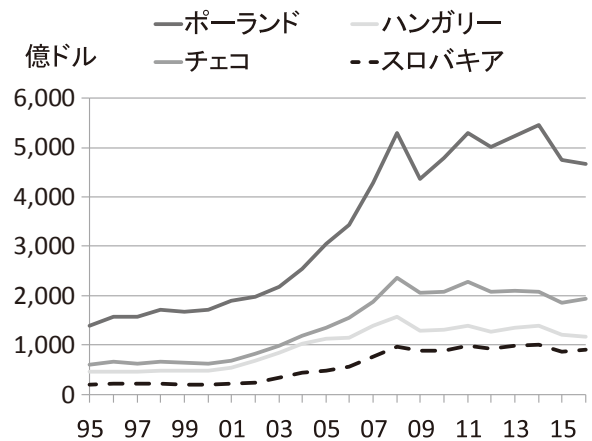


図3 V4グループ間のGDPの比較

図4^{1), 6)~8)}は、ポーランドとV4グループ以外の国とのGDPの比較である。ポーランドのGDPは、タイよりも大きく、ベルギー、スウェーデンと同程度である。

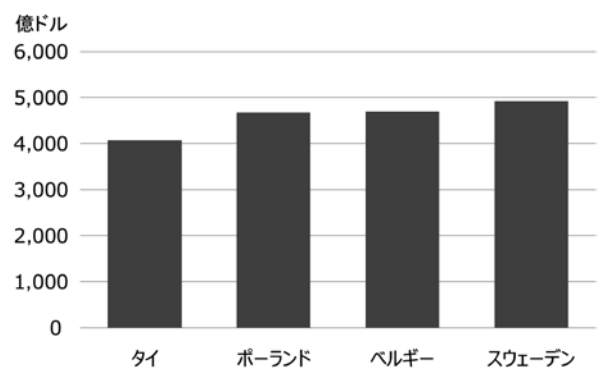


図4 ポーランドとV4グループ以外の国とのGDPの比較

以上から、ポーランドは、V4グループ間で最大の面積・人口・GDPを有しており、V4グループ内で最も経済的に有望な国であると表現することができる。また、図5^{9), 10)}に示すように近年はやや鈍化したものの、進出する日系企

業数も増加傾向である。

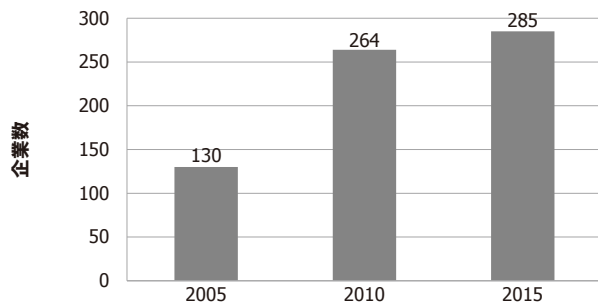


図5 ポーランドへ進出する日系企業数

2.2 単一特許，統一裁判所との関係

本資料の執筆時点において、特許については、ポーランドはUPCAに署名していない。よって、統一裁判所の判決の効力は、ポーランドには及ばない。従って、欧州で統一特許裁判所がその稼働を開始したとしても、ポーランドの特許に関する事件は、従来通り、ポーランドの国内裁判所で取り扱われることになり、日系企業もポーランドの国内裁判所で争わざるを得ない。

このように、V4グループ内で最も経済的に有望なポーランドは、知的財産制度上では特殊な側面を備えている。そこで、ポーランドの知的財産制度について調査研究を行うこととした。

3. 知的財産制度

3.1 概要

表1¹¹⁾は、ポーランドの知的財産制度の概要を説明する表である。日本の制度との違いを下記に列挙する。

- ・ 実用新案では実体審査が行われる。
- ・ 審査請求制度は存在しない。
- ・ 意匠の存続期間は出願から25年であり、5年ごとに登録料を納付する。
- ・ 特許，実用新案について，第1国出願義務が存在する。具体的には，ポーランド産業財産権法では，以下の旨規定されている。
“ポーランド共和国領域に居所を有するポーランド法人又はポーランド国民が，他国において特許保護を求めを希望している発明は，その発明が最初に特許庁に対し保護を求めて出願された場合に限り，前記の他国において出願をすることができる。”
- ・ 特許，実用新案の出願に対して，調査報告書が発行される
- ・ 特許，実用新案，意匠，商標について，異議申立制度が存在する。

表1 ポーランドの知的財産制度

	特許	実用新案	意匠	商標
現地代理人の必要性	要 (第236条)			
審査制度	有 (49条)	有 (第100条)	有 (第110～111条)	有 (第144～145条)
審査請求	無			
存続期間	出願から20年 ※原則，延長無し (第63条3項)	出願から10年 (第95条)	出願から25年 ※5年毎に登録料納付 (第105条)	出願から10年 ※更新可能 (第147条)
第1国出願	有 (第40条)	有 (第100条)	無	無
調査報告書の発行	有 (第47条)	有 (第100条)	無	無
異議申立	公報発行から6カ月 (第246～247条)			
無効審判	有 (第89～93条)	有 (第100条)	有 (第117～118条)	有 (第164～167条)

3. 2 訴訟制度

表2¹²⁾は、ポーランドにおける知的財産関係の訴訟制度を説明する表である。

表2 ポーランドにおける知的財産関係の訴訟制度

項目	内容
第一審	地方裁判所
控訴先	控訴裁判所
上告先	最高裁判所
審理期間	1～3年
代表的な救済	侵害行為の差止
	裁判手続き開始前の差止
	損害賠償
	不当利得の引き渡し
税関による差し押さえ	有り
無効手続きの請求先	ポーランド特許庁
無効手続きが侵害訴訟に与える影響	侵害訴訟停止の可能性有

第一審は、地方裁判所にて行われる。第一審の判決に対する控訴は、控訴裁判所に行うことができる。控訴裁判所の判決に対しては、法律で規定されている一定の場合は最高裁判所に上告することができる。

審理期間は1年から3年と報告されているが、事件により異なる。代表的な救済としては、侵害行為の差止、裁判手続き開始前の差止、損害賠償、不当利得の引き渡しが用意されている。また、税関による差し押さえの請求も可能である。

権利を無効にするためには裁判所ではなく、ポーランド特許庁へ無効手続きを請求する必要がある。無効手続きが請求されると、継続中の侵害訴訟は停止される場合もある。

特許権侵害訴訟は、専門的な教育を受けていない裁判官により審理される。そこで、裁判所には、1人以上の鑑定人を指名し、書面により若しくは口頭で鑑定を提出させることが認められている。裁判所は、鑑定人を、登録されているポーランド特許弁護士、又は関連分野におい

て十分に資格を満たしている専門家の中から任命することができる。また、裁判所は、研究機関又は学術機関から鑑定人を要請することも認められている。鑑定人又は機関による鑑定は、特許権侵害訴訟では非常によく行われ、判決に大きく影響することが報告されている。

4. 特許出願動向

図6(a)は、ポーランドにおける特許出願と、他国における特許出願との件数の比較を示す図である。図示される出願件数のデータは、ポーランドが2015年¹³⁾、ブラジル・ロシアが2014年¹⁴⁾、フィリピン・インドネシアが2013年のものである¹⁴⁾。図6(a)から、ポーランドへの出願件数はブラジル・ロシアの件数より遥かに少なく、フィリピンと同程度であることがわかる。

次に、図6(b)¹⁵⁾及び図6(c)¹⁵⁾は、ポーランドへ出願（国内特許、実用新案）する外国企業の内訳を説明する図である。図6(b)¹⁵⁾から国内特許、実用新案ともにポーランド国内出願人によるものが大半を占めていることが分かる。また、図6(c)からドイツ、アメリカの出願人が上位を占めていることが分かる。図6(d)はEPルートからポーランドへ移行した特許の出願人の国籍の内訳を説明する図である。EPルートからの移行による特許も、ドイツ、アメリカの出願人によるものが多い。また、ドイツ出願人による移行件数が2,168件、アメリカからの移行件数が1,302件と、国内特許の件数と比較して非常に多い件数となっている。このことから、ドイツ、アメリカ出願人はポーランドで特許権を取得するルートとして、主にEPルートを選択しているものと考えられる。

EPルートからの移行、国内特許の出願、双方について、ドイツ、アメリカの出願人が上位を占めている。

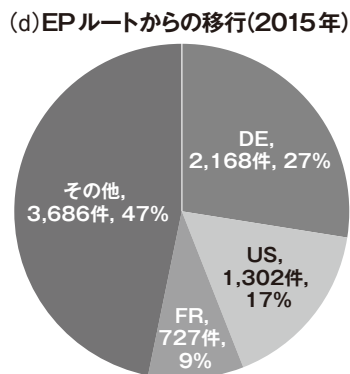
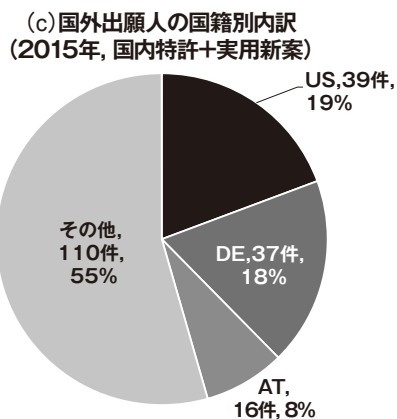
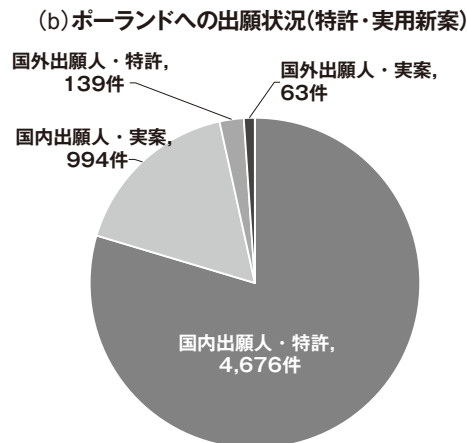
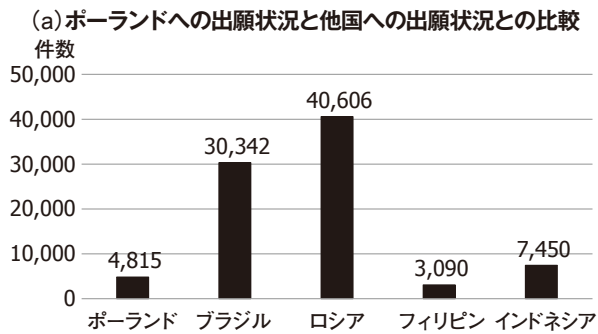


図6 ポーランドへ特許出願する外国企業の内訳

5. 係争に関する情報

図7¹⁴⁾は、ポーランドにおける特許、及び実用新案に関する侵害訴訟、及び無効手続の推移を説明する図である。

いずれの年度においても、侵害訴訟よりも無効手続の数が多い。侵害訴訟の件数は年間5件程度か、5件未満で推移している。無効手続の件数は年度ごとにばらつきがあるものの、2009年をピークに年間40件未満で推移している。

図8^{16), 17)}は、ポーランドにおける特許権・実用新案権侵害訴訟の件数と、日本における侵害訴訟(特許, 実用新案, 意匠)の件数との比較を説明する図である。ポーランドの件数, 日本の件数共に2012年のデータである。ポーランドの特許権・実用新案権侵害訴訟の件数(6件)は, 日本の件数(187件)よりはるかに少ない件数である。

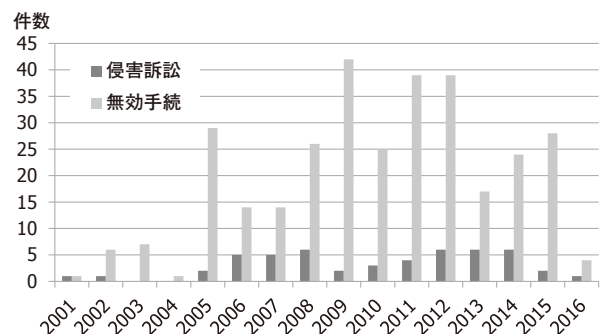


図7 ポーランドにおける特許、及び実用新案に関する侵害訴訟、及び無効手続の推移

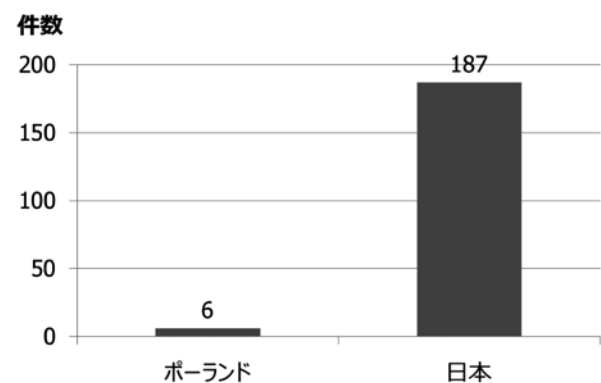


図8 ポーランドにおける特許権・実用新案権侵害訴訟の件数と、日本における侵害訴訟(特許, 実用新案, 意匠)の件数比較

図9^{16), 18)}は、ポーランドにおける特許権・実用新案権無効手続の件数と、日本における特許権・実用新案権無効手続の件数との比較を説明する図である。ポーランドの件数、日本の件数ともに2015年のデータである。侵害訴訟同様、ポーランドの特許権・実用新案権の無効手続の件数(28件)は、日本の件数(235件)より遙

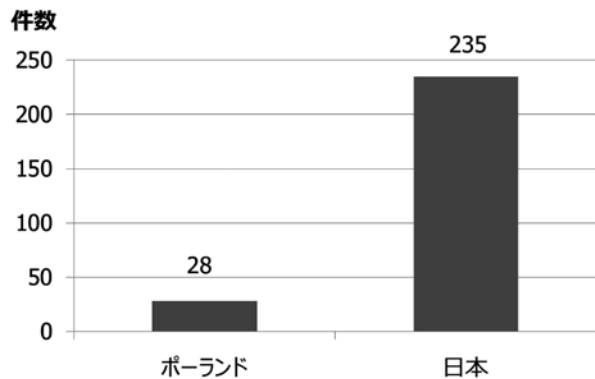


図9 ポーランドにおける特許権・実用新案権無効手続の件数と、日本における特許権・実用新案権無効手続の件数との比較

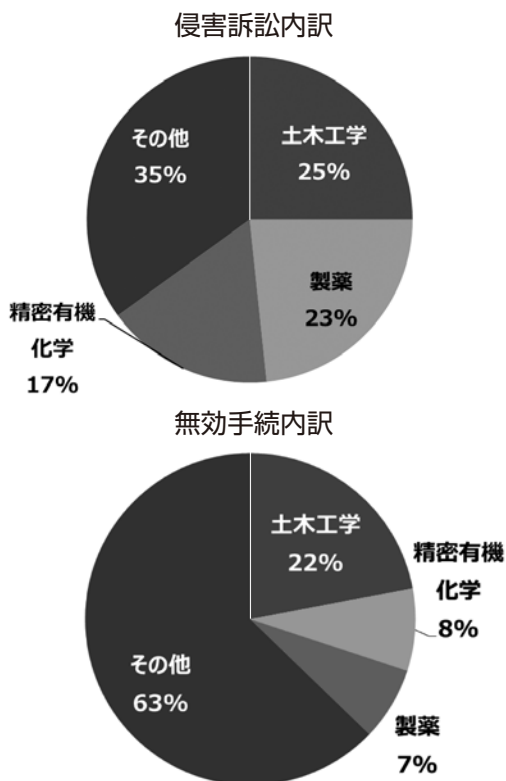


図10 ポーランドにおける侵害訴訟、及び無効手続における技術分野ごとの内訳

かに少ない件数である。

図10⁶⁾は、侵害訴訟、及び無効手続における技術分野毎の内訳を説明する図である。図10は、2001年から2016年までのデータを集計して作成した。侵害訴訟、無効手続共に土木工学、製薬、精密有機化学が多くの割合を占めている。特に、土木工学分野が最も多いとの結果が得られた。

図11⁹⁾は、侵害訴訟の対象となった権利の種類を説明する図である。データは、2001年から2016年に判決が出された事件について集計した。同じ権利について第一審、控訴審と複数の判決が出された場合は、1件として集計している。対象となった権利の種類が不明な権利が38%を占めているが、実用新案が29%を占めている。この割合は国内特許が占める割合と同程度である。図12は、図11で抽出された実用新案の技術

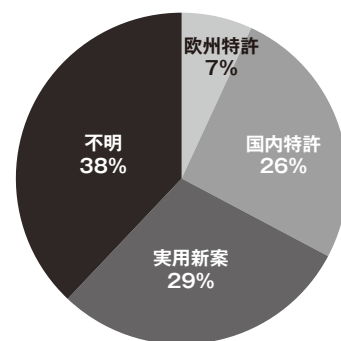


図11 侵害訴訟の対象となった権利の種類

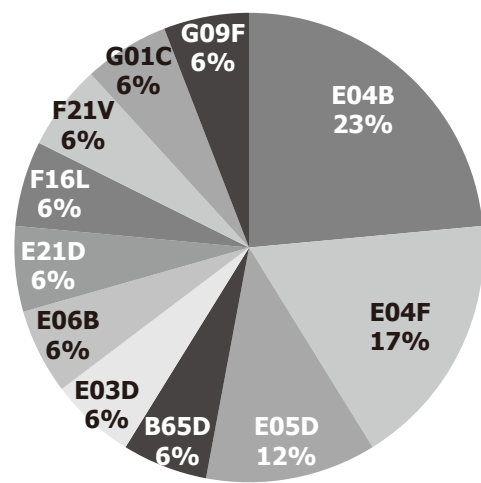


図12 侵害訴訟の対象となった実用新案の技術分野の内訳

分野の内訳を説明する図である。IPC E04Bは、建築構造一般に関連する技術分野であり、IPC E04Fは建築物の仕上げに関連する技術分野であり、IPC E05Dはドア、窓またはウイング用の蝶番または他の支持装置に関連する技術分野である。このように、侵害訴訟の対象となった実用新案の技術分野の内訳は建築関係が約半数を占めていた。

6. おわりに

以上、ポーランドのポーランド知的財産制度の利用実態について説明した。得られた知見を以下に示す。

- ・特に、ポーランドにおける侵害訴訟の件数、無効手続の件数は、日本における件数よりはるかに少ない数であった。
- ・しかし、侵害訴訟、無効手続共に特定の分野（土木工学、製薬、精密有機化学）が多くの割合を占めていた。
- ・また、侵害訴訟の対象となった権利の種類については、不明な権利が38%を占めていたもの、実用新案が29%を占めているとの結果が得られた。
- ・実用新案の技術分野では、特に建築関係が52%と大半を占めていたとの結果が得られた。特に、土木工学、製薬、精密有機化学の分野については、侵害訴訟、無効手続共に多くの割合を占めており、訴訟までは至らない当事者間の係争も含めると、この分野においてある程度の規模感の係争がポーランドで起きているだろうというのが現状の結論である。

注 記

- 1) 外務省, ポーランド共和国(Republic of Poland) 基礎データ,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/poland/data.html> (参照日: 2017.05.17)
- 2) 外務省, ハンガリー (Hungary) 基礎データ,

- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hungary/data.html> (参照日: 2017.05.17)
- 3) 外務省, チェコ共和国 (Czech Republic) 基礎データ,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/czech/data.html> (参照日: 2017.05.17)
- 4) 外務省, スロバキア共和国 (Slovak Republic) 基礎データ,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/slovak/data.html> (参照日: 2017.05.17)
- 5) International Monetary Fund, World Economic Outlook Database
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/01/weodata/index.aspx> (参照日: 2017.02.20)
- 6) 外務省, タイ王国 (Kingdom of Thailand) 基礎データ,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section1> (参照日: 2017.08.04)
- 7) 外務省, ベルギー王国 (Kingdom of Belgium) 基礎データ,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/belgium/data.html#section1> (参照日: 2017.08.04)
- 8) 外務省, スウェーデン王国(Kingdom of Sweden) 基礎データ,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html#section1> (参照日: 2017.08.04)
- 9) 在ポーランド日本大使館, 緊密化する日本・ポーランド関係,
<http://www.pl.emb-japan.go.jp/keizai/documents/kinmitsuka.pdf> (参照日: 2017.02.28)
- 10) 外務省領事局政策課, 海外在留邦人数調査統計平成28年要約版,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000162700.pdf> (参照日: 2017.02.28)
- 11) 特許庁, ポーランド産業財産権法,
https://www.jpo.go.jp/shiryuu/s_sonota/fips/pdf/poland/sangyou.pdf (参照日: 2017.02.28)
- 12) Maria Jurek, Barttomiej Kochlewski, ポーランドにおける知的財産権利行使マニュアル, p.6, 7, 12, 14, 16, 17, 28, 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所, (2012).
- 13) ポーランド共和国特許庁, 年次報告, pp.13-16 (2015).
- 14) 黒瀬 雅志, 新興国における知財戦略 - ASEAN,

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- インドを対象にしてー, スライド4-5.
- 15) ポーランド共和国特許庁, 年次報告, p.27, 19 (2015).
- 16) 当小委員会によるDart-ipの判例DBの検索結果
- 17) 日本弁護士連合会, 「知的財産推進計画2016」の策定に向けた意見募集に対する意見書,
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_160129.pdf
- (参照日: 2017.08.04)
- 18) 日本特許庁統計,
<https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2016/toukei/0107.pdf#page=3> (参照日: 2017.08.04)
- 19) 当小委員会によるDart-ipの判例DBの検索結果
- (原稿受領日 2018年3月2日)

